４２９　同時請求の取扱い

○　記名国債証券の各種請求において同時に異なる請求・届出を受けたときは、それぞれの請求書・届書等を提出させ、同時請求として取扱う。

記名国債証券各種請求の同時請求一覧

請求内容		支払場所変更	住所変更	記名変更	滅紛失				汚染き損証券引換	改印	行為能力変更
					滅紛失届受付時	支払（交付）請求書受付時	代証券交付・支払通知書受付時	発見届受付時			
支払場所変更			○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
住所変更		○			◎	◎	◎	◎	○	○	○
記名変更		◎			◎	◎	◎	◎	○		
滅紛失	滅紛失届受付時	◎	◎	◎						◎	○
	支払（交付）請求書受付時	◎	◎	◎						◎	○
	代証券交付・支払通知書受付時	◎	◎	◎						◎	○
	発見届受付時	◎	◎	◎						◎	○
汚染き損証券引換		○	○	○						○	○
改印		○	○		◎	◎	◎	◎	○		○
行為能力変更		○	○		○	○	○	○	○	○	

●　◎印は、同時に２種類以上の請求・届出を受けた場合の手続き順序等を明確にする趣旨から、次項以下に取扱要領を取まとめているもの。

＊　各種の請求・届出の対象とする証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものである場合においても原則として同様に取扱う。ただし、一方の請求が支払場所変更の請求であり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、印鑑票等（見本証券添付分）のほか見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻しを要する。なお、取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）については、次のとおり取扱う。

❶ 印鑑票等（見本証券添付分）を業務局に送付するとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付する。
❷ 印鑑票等（見本証券添付分）を業務局に既に送付しているとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局から印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、各種の請求書・届書に添付して保管する。
❸ 業務局への印鑑票等（見本証券添付分）の送付を要しないとき
見本証券（印鑑票等毎配付分）は、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管する。

○　同時請求の取扱いにあたっては、次の点を除き、各種請求に基づく個別事務の取扱いを併せて行う。
＊　各種の請求・届出にかかる印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票である場合には、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。
⇒　長期未払印鑑票・４１６①参照

４２９－１　届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

①　証券（利賦札）滅紛失届の受付時

⇒　４２３－１－１参照

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続きを行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ●　滅紛失届の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ●　印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒　４１６①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、当該旧支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示するとともに、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ●　印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ●　支変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　業務局国債証券業務グループへ送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も業務局国債証券業務グループへ送付する。

記名変更	○　記名変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。なお、受付時において、業務局国債証券業務グループに対し、当該滅紛失証券の支払済否照会を行い、完済していないことを確認する。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ＊　滅失または紛失した証券（利賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、提出を受けた戸籍謄（抄）本等により記名者の相続人であるかを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁（認）定番号（裁（認）定番号が不明なときは、裁（認）定機関に確認させる。）が印鑑票のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。 ＊　上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ●　滅紛失届は次のとおり記載させる。 ・　届出人の氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。 ・　記名欄には「現記名」を記載する。 ・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　印鑑票の氏名欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ●　記変請求書、滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、２３１④参照
改印	○　改印の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒　４２５参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ●　滅紛失届の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ●　印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ●　滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、２３１④参照
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　滅紛失届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ●　滅紛失届および印鑑票を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、２３１④参照

②	滅紛失	利賦札元利金（償還金）支払代証券交付	請求書の受付時	⇒　４２３－３－１参照

＊　支払（交付）請求書提出時期前に、他の請求・届出があったときは、支払（交付）請求書提出時に同時請求として取扱う。

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続きを行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ●　支払（交付）請求書の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ●　支変請求書および支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所へ送付するとともに、滅紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「支払（交付）請求および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎添付分）または見本証券の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。
記名変更	○　記名変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ●　支払（交付）請求書は次のとおり記載させる。 ・　請求者氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。

記 名 変 更	・　記名欄には「新記名」を記載する。 ・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、記変請求書、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。 請　求　書 記載例参照
改 印	○　改印の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２５参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ●　旧印による届出のときは、滅紛失届（写）の印影と照合する。 ●　支払（交付）請求書の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ●　印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。
住 所 変 更	○　住所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　支払（交付）請求書の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

③	滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時

⇒　４２３－４－１・４２３－５参照

＊ 支払（交付）請求書を受付けた後に他の請求・届出があったときは、業務局から代証券または滅紛失元利金支払通知書が送付されたときに同時請求として取扱う。

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の証券交付時変更欄は次のとおり記載する。 ・　代証券を受入れたとき……「滅紛失代証券」を○印で囲む。 ・　滅紛失元利金支払通知書を受入れたとき　……余白に「支払通知書受入」と記載し、これを○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ●　印鑑票、代証券または滅紛失元利金支払通知書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊　滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ●　支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「滅紛失代証券（支払通知書）および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む）
記名変更	○　記名変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させる。また、証券交付時変更欄は次のとおり記載する。

記名変更	・　代証券を受入れたとき ……「滅紛失代証券」を〇印で囲む。 ・　滅紛失元利金支払通知書を受入れたとき ……余白に「支払通知書受入」と記載し、これを〇印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　印鑑票、代証券または滅紛失元利金支払通知書の氏名または記名欄を書換える。 ⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊　滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ●　記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。
改印	○　改印の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２５参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ●　印鑑票の印鑑欄に新印を押させ、旧印を消す。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え

④	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時

⇒　４２３－６－１参照

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ●　発見届の元利金（償還金）支払場所欄に「旧支払場所」を記載させる。 　また、下部余白に「支払場所変更同時」と記載する。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ＊　発見届とともに証券が提出されたときは、証券の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７①参照・証券の書換え ●　発見届および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、発見届の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「発見届および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。
記名変更	○　記名変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ＊　証券の記名欄を書換えるため証券を必ず提出させること。 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ●　発見届は次のとおり記載させる。 ・　届出人氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。 ・　記名欄には「現記名」を記載する。

記名変更	・　発見届の当時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　証券の記名欄を書換える。 ⇒　４１７①参照・証券の書換え ●　印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、発見届、記変請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。
改印	○　改印の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２５参照・改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ） ●　発見届の同時請求欄の「改印」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「改印」の旨を記載し、「改印日付」を表示する。 ●　印鑑票更新の手続により新印鑑票を作成し、発見届とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、旧印鑑票の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－１参照・印鑑票の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「改印日付」とする。
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　発見届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　発見届を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　業務局から印鑑票が送付されたときは、印鑑票の住所欄を書換える。 ⇒　４１７②参照・印鑑票の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

⑤	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求

⇒　４２１・４２２参照

取　　扱　　要　　領

○　記名変更の手続を行った後、支払場所変更の取扱いをする。

●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載し押印させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。

●　支変請求書は次のとおり記載させる。

・　請求者氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。

・　記名欄には「現記名」を記載する。

・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。

（自店が新支払場所のとき）

●　印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。

⇒　４１６①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

＊　記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所であるときは、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も当該旧支払場所から取戻す。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。

⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

●　他店から印鑑票を取戻したときは、証券・印鑑票の該当個所を書換える。

⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

＊　変更年月日は、「記名変更日付」とする。

●　印鑑票への新印の押なつは、手続済の証券を新記名者へ返付する際に行う。

●　記変請求書および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

（自店が旧支払場所のとき）

●　証券・印鑑票の該当個所を書換える。

⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

●　証券を請求者へ返す。

●　印鑑票・支変請求書を新支払場所へ送付する。

⇒　４１５①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

＊　記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、印鑑票・支変請求書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も新支払場所へ送付する。

●　記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

４２９－２	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い

①	証券（利賦札）滅紛失届の受付時	⇒　４２３－１－２参照

同時請求の種類	取　扱　要　領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ●　滅紛失届の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ●　印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒　４１６①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄に「印鑑票等取戻通知書送付日付」を表示するとともに、同欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「証券（利賦札）滅紛失および支払場所変更」と記載する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ●　氏名等届出書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ●　支変請求書、滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　業務局国債証券業務グループへ送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も業務局国債証券業務グループへ送付する。

記 名 変 更	○　記名変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。なお、受付時において、業務局国債証券業務グループに対し、当該滅紛失証券の支払済否照会を行い、完済していないことを確認する。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ＊　滅失または紛失した証券（賦札）の要項について記名者の相続人から照会を受けた場合には、提出を受けた戸籍謄（抄）本等により相続人であることを確認するとともに、被相続人の氏名に加え、住所（被相続人の住所の確認にあたっては、住所証明書類の呈示を受ける。）または裁定番号（裁定番号が不明なときは、裁定機関に確認させる。）が氏名等届出書のものと一致することを確認のうえ、当該要項を回答する。 ＊　上述の対応が難しい場合には、業務局国債証券業務グループに連絡し、その指示に基づき対応する。 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新氏名」を記載させ、同時請求欄の「滅紛失」を○印で囲む。 ●　滅紛失届は次のとおり記載させる。 ・　届出人氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。 ・　記名欄には「現記名」を記載する。 ・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　氏名等届出書の記名者氏名欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ●　記変請求書、滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、２３１④参照
住 所 変 更	○　住所変更の手続を行った後、滅紛失届の取扱いをする。 ＊　住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　滅紛失届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ●　滅紛失届および氏名等届出書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、２３１④参照

②	滅紛失	利賦札元利金（償還金）支払代証券交付	請求書の受付時	⇒　４２３－３－２参照

＊　支払（交付）請求書提出時期前に他の請求・届出があったときは、支払（交付）請求書提出時に同時請求として取扱う。

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ●　支払（交付）請求書の元利金（償還金）支払場所欄に「新支払場所」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ●　支変請求書および支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「支払（交付）請求および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）等の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。） ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。

記名変更	○　記名変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の余白に「支払（交付）請求」と記載し、これを○印で囲む。 ●　支払（交付）請求書に次のとおり記載させる。 ・　請求者氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。 ・　記名欄には「新記名」を記載する。 ・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　氏名等届出書更新の手続により新氏名等届出書を作成し、記変請求書、支払（交付）請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、旧氏名等届出書の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。 請　求　書 記載例参照
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、支払（交付）請求書の取扱いをする。 ＊　住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　支払（交付）請求書の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　支払（交付）請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の住所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

③	滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時

⇒　４２３－４－２・４２３－５参照

＊ 支払（交付）請求書を受付けた後に他の請求・届出があったときは、業務局から代証券または滅紛失元利金支払通知書が送付されたときに同時請求として取扱う。

同時請求の種類	取扱要領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の証券交付時変更欄は次のとおり記載する。 ・　代証券を受入れたとき……「滅紛失代証券」を○印で囲む。 ・　滅紛失元利金支払通知書を受入れたとき　……余白に「支払通知書受入」と記載し、これを○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ●　氏名等届出書、代証券または滅紛失元利金支払通知書の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊　滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ●　支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ＊　滅紛失した証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、滅紛失届（写）の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「滅紛失代証券（支払通知書）および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）等の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

記名変更	○　記名変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、証券交付時変更欄に次のとおり表示する。 ・　代証券を受入れたとき……「滅紛失代証券」を○印で囲む。 ・　滅紛失元利金支払通知書を受入れたとき……余白に「支払通知書受入」と記載し、これを○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　氏名等届出書、代証券または滅紛失元利金支払通知書の記名者氏名欄・記名欄を書換える。 ⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え ＊　滅紛失元利金支払通知書の書換えは、証券と同様の方法により行う。 ●　記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、代証券・滅紛失元利金支払通知書の取扱いをする。 ＊　住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え

④	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時

⇒　４２３－６－２参照

同時請求の種類	取　扱　要　領
支払場所変更	○　支払場所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２１参照・元利金支払場所変更の請求 ●　支変請求書の同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ●　発見届の元利金（償還金）支払場所欄に「旧支払場所」を記載させる。 　また、下部余白に「支払場所変更同時」と記載する。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「支払場所変更」の旨および「新支払場所」を記載し、「支払場所変更日付」を表示する。 ＊　発見届とともに証券が提出されたときは、証券の償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７①参照・証券の書換え ●　発見届および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ＊　発見された証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所である場合には、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）を旧支払場所に送付し、旧支払場所から見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。この場合、発見届の処理欄の余白に「見本証券取戻日付」と記載し、その日付を表示する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「発見届および支払場所変更」と記載する。また、取戻した当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、業務局国債証券業務グループから当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるまでの間、滅紛失届（写）に添付して保管する。 ⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む） ●　旧支払場所に対して、電話などにより支払場所変更があった旨を連絡する。 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、償還金支払場所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「支払場所変更日付」とする。

記名変更	○　記名変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ⇒　４２２参照・記名変更の請求 ＊　証券の記名欄を書換えるため証券を必ず提出させること。 ●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の余白に「発見届」と記載し、これを○印で囲む。 ●　発見届は次のとおり記載させる。 ・　届出人氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。 ・　記名欄には「現記名」を記載する。 ・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「記名変更」の旨および「新記名」を記載し、「記名変更日付」を表示する。 ●　証券の記名欄を書換える。 ⇒　４１７①参照・証券の書換え ●　氏名等届出書更新の手続により新氏名等届出書を作成し、発見届、記変請求書とともに業務局国債証券業務グループへ送付する。 ⇒　４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、旧氏名等届出書の記載事項などを抹消する。 ⇒　４２８－２参照・氏名等届出書の更新 ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「記名変更日付」とする。
住所変更	○　住所変更の手続を行った後、発見届の取扱いをする。 ＊　住所変更請求書の提出は要しない。 ⇒　４２６参照・住所の変更 ●　発見届の同時請求欄の「住所変更」を○印で囲む。 ●　滅紛失届（写）の業務局記入欄の余白に「住所変更」の旨および「新住所」を記載し、「住所変更日付」を表示する。 ●　発見届を業務局国債証券業務グループへ送付する。 ●　業務局から氏名等届出書が送付されたときは、氏名等届出書の記名者住所欄を書換える。 ⇒　４１７③参照・氏名等届出書の書換え ＊　変更年月日は、滅紛失届（写）に表示された「住所変更日付」とする。

⑤	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求

⇒　４２１・４２２参照

取　　扱　　要　　領

○　記名変更の手続を行った後、支払場所変更の取扱いをする。

●　記変請求書の請求者氏名欄に「新記名」を記載させ、同時請求欄の「支払場所変更」を○印で囲む。

●　支変請求書は次のとおり記載させる。

・　請求者氏名欄には「○○○○（現記名）　相続人○○○○（新記名）」と記載する。

・　記名欄には「現記名」を記載する。

・　同時請求欄の「記名変更」を○印で囲む。

（自店が新支払場所のとき）

●　印鑑票等取戻通知書を作成する必要があるときは、同通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。

⇒　４１６①参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

＊　記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであり、かつ、他店が旧支払場所であるときは、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も旧支払場所から取戻す。なお、印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の取戻事由欄には「記名変更および支払場所変更」と記載する。

⇒　４１６の２①参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

●　他店から氏名等届出書を取戻したときは、証券・氏名等届出書の該当個所を書換える。

⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

＊　変更年月日は、「記名変更日付」とする。

●　記変請求書および支変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

（自店が旧支払場所のとき）

●　証券・氏名等届出書の該当個所を書換える。

⇒　４１７参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え

●　証券を請求者へ返す。

●　氏名等届出書・支変請求書を新支払場所へ送付する。

⇒　４１５①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

＊　記名変更をする証券（支払場所を変更する証券）の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、氏名等届出書・支変請求書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も新支払場所へ送付する。

●　記変請求書を業務局国債証券業務グループへ送付する。

請求書の記載例 —滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払代証券交付請求書受付時に記名変更請求を受けたとき

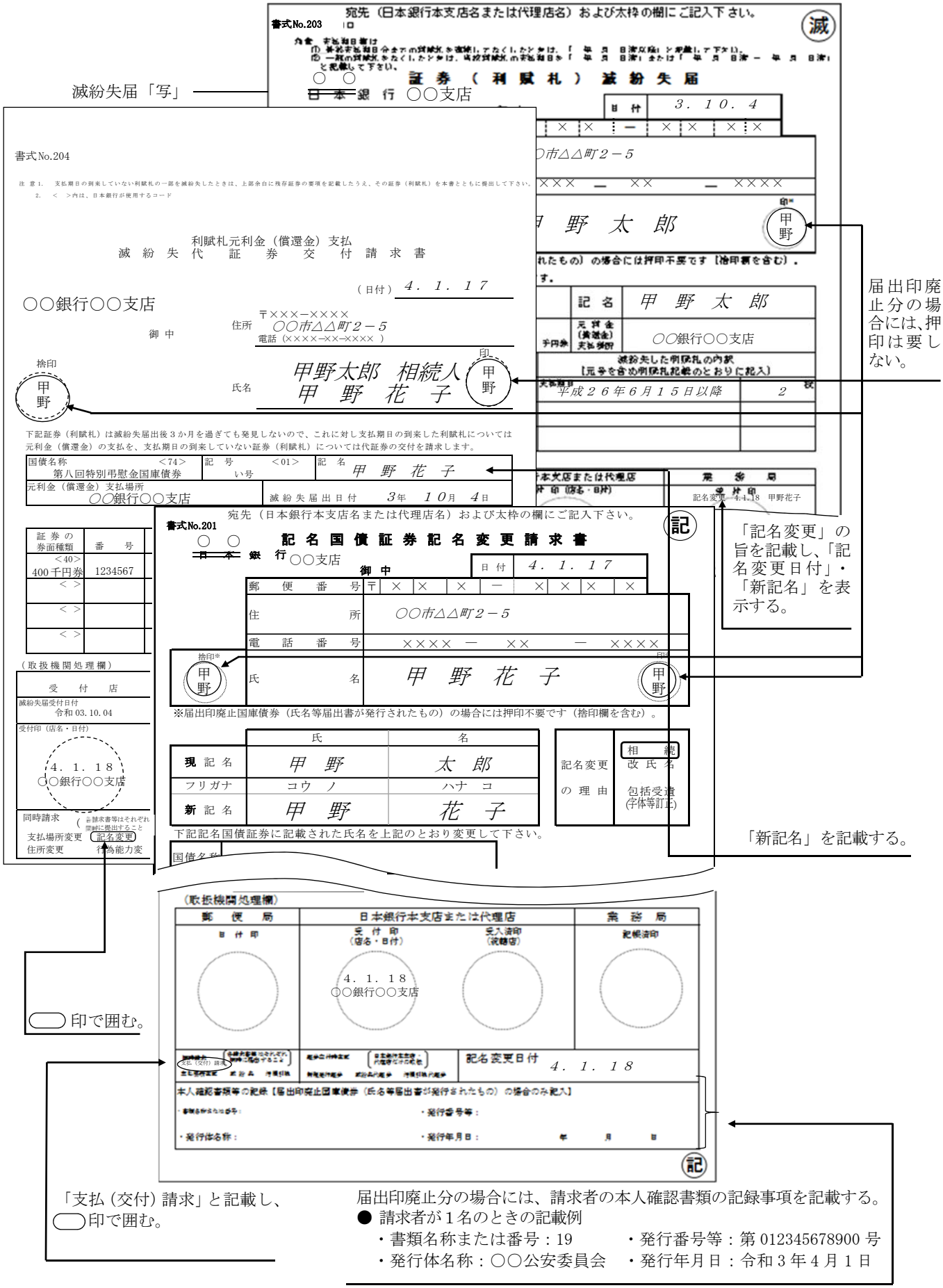

届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

● 請求者が１名のときの記載例

・書類名称または番号：19　　・発行番号等：第 012345678900 号

・発行体名称：○○公安委員会　　・発行年月日：令和３年４月１日